

***扶養認定に必要な添付書類* (R5.7)**

申請理由	必要添付書類等
全員	世帯全員の住民票（続柄記載）の原本 課税・非課税証明書の原本
親族を扶養に入れたい	無職の場合（学生含む） ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②課税・非課税証明書の原本（16歳以上の方） ③直近の年金支給額決定通知の写し（60歳以上の年金受給者の場合） ④学生証の写し（学生の場合）
	過去一年以内に離職し、無職の場合 ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②課税証明書の原本 ③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（または離職票1と2）の原本 雇用保険の受給を延長する方は「受給期間延長通知書」の原本も提出 ④直近の年金支給額決定通知の写し（60歳以上の年金受給者の場合） ⑤雇用保険に未加入の場合は、雇用保険未加入証明書
	過去一年以内に離職し、現在は給与収入がある場合 ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②課税証明書の原本 ③勤務先の直近の給与明細3ヶ月分の写し ④直近の年金支給決定通知書の写し（60歳以上の年金受給者の場合）
	離職後、雇用保険を受給する場合（※但し、失業給付日額3,611円以下の時） ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②課税・非課税証明書の原本 ③雇用保険受給資格者証の失業給付の日額の表記されたものの写し ※基本手当日額が決まるまでの間は被扶養者認定を行いません
	失業給付を受給終了した場合 ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②課税・非課税証明書の原本 ③雇用保険受給資格者証の氏名と支給終了の印がある面の写し
	事業収入等のある者（自営業） ①住民票（続柄記載）または戸籍抄本の原本 ②所得課税・非課税証明書の原本 ③直近2年間の確定申告書・収支内訳書の写し

<p>親族を扶養に入れたい</p>	<p>外国人の場合 住民票（続柄記載）の原本 ※国内在住が扶養認定の条件と、同様の証明書の提出が必要</p>
<p>父母を扶養に入れたい</p>	<p>同居の父母を扶養に入れたい ①配偶者は健在か否か。健在の場合、夫婦は相互に扶養する義務があるので、配偶者の課税・非課税証明書の写し。 ②配偶者の直近の年金支給決定通知書の写し（60歳以上の年金受給者の場合） ③住民票（続柄記載・世帯全員）または戸籍抄本の原本 ④父母の課税・非課税証明書の原本 ⑤父母の直近の年金支給額決定通知書の写し（60歳以上の年金受給者の場合）</p> <p>*その他確認を行うことがあります</p> <hr/> <p>別居の父母を扶養に入れたい ①配偶者は健在か否か。健在の場合、夫婦は相互に扶養する義務があるので、配偶者の課税・非課税証明書の写し。 ②配偶者の直近の年金支給決定通知書の写し（60歳以上の年金受給者の場合） ③住民票（続柄記載・世帯全員）または戸籍抄本の原本 ④父母の課税・非課税証明書の原本 ⑤父母の直近の年金支給決定通知書の写し（60歳以上の年金受給者の場合） ⑥直近3か月の送金明細の写し（父母の年収の1/12ヶ月以上の仕送り額：毎月）</p>

※扶養認定では、扶養認定希望者の収入が認定基準を超えていない場合でも、総合的に判断しますので、ここに記載以外の書類を提出して頂く場合もあります。